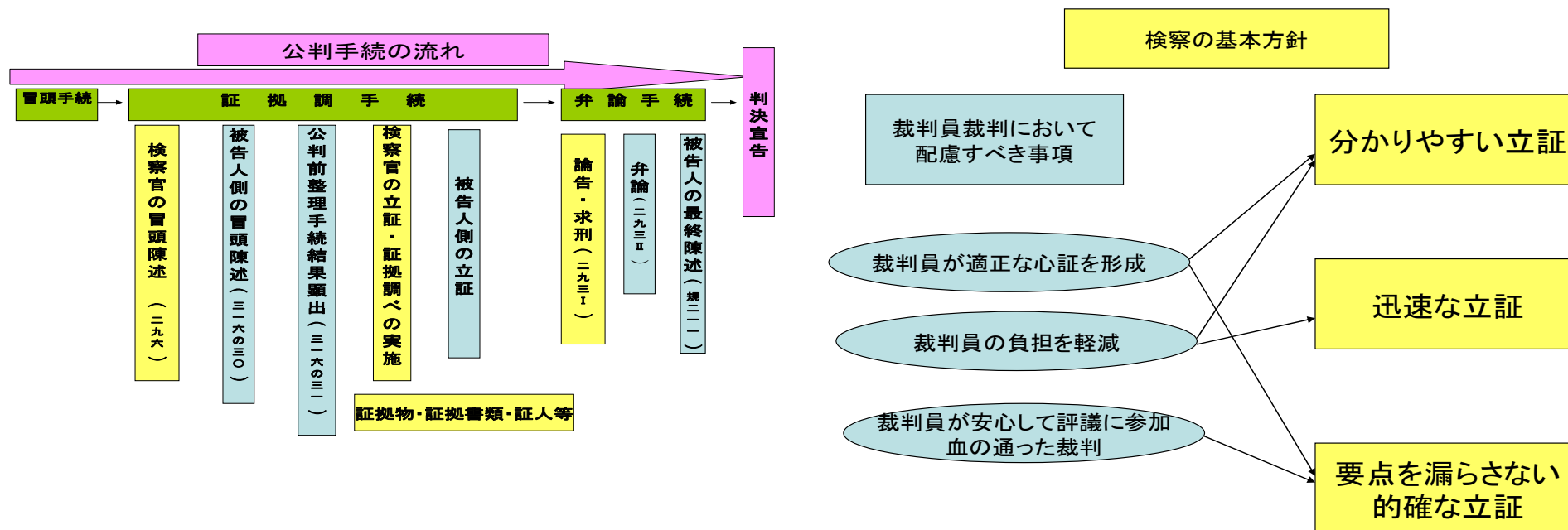


裁判員裁判における検察の基本方針と取組みについて



冒頭陳述・論告

○ 従来の状況

文書形式の書面を
朗読・提出

○ 裁判員裁判での取組み

- ・ 冒頭陳述メモの使用 (A3版1~2枚)
 - ・ 論告メモの使用 (A3版1~2枚)
 - ・ ボードの利用
 - ・ 法廷モニターの活用
- ☆ 争点についてどの証拠により判断すればよいか明確に示す
- ☆ 適正妥当な事実認定と量刑を実現するため必要な事実を過不足なく示す

立証(書証について)

○ 従来の状況

膨大な捜査資料の中から、多数の書類を
証拠として請求し、
裁判所に提出

○ 裁判員裁判での取組み

- ・ 証拠を厳選
- ・ 内容を簡潔でわかりやすいものとする
- ・ 取調べ方法について、法廷モニターの活用などの工夫

立証(人証について)

○ 従来の状況

証人尋問等は、
尋問調書に
その詳細を記録し
裁判官が判決に際し
読み直すことを
念頭に、詳細に実施

○ 裁判員裁判での取組み

- ・ 焦点を絞った、分かりやすい尋問
 - ・ 冗長に流れず、簡潔で、立証のポイントを印象づける。争点に手厚い、的確な尋問
- ☆ 法廷において、正しく心証形成ができる効果的な尋問が求められる